

農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づき、公表します。

氷見市長 菊地正寛

市町村名 (市町村コード)	氷見市 (162051)
地域名 (地域内農業集落名)	島尾地区 (島尾集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

今後、地区内の中心経営体が農地を引き受ける意向はあるが、後継者未定の農業者の現況は自作の意思が強い。そのため、耕作不能になった時に円滑に農地の出し手と受け手とを結びつける体制の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

島尾集落の水田利用は、集落営農組織を中心とした集落内の中心経営体（4経営体）が担っていき、畑地利用についても集落内の中心経営体（2経営体）が担っていく。耕作放棄地について、中間管理機構の支援制度を活用し、農地利用できる圃場へ改善することで、認定農業者の農地拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針

認定農業者へ優先的に農地を集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

西条畑地かんがいの老朽化により、基盤整備を必要とする農地がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

個別で対応している鳥獣対策について、地域での取組でできないか検討する。